

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要項 P 3 6. (3) 提出書類	⑥は任意書類、⑦は様式第 2 号とありますが、誤記と解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。⑥提案書表紙は様式第 2 号を使用して、⑦提案書は任意の様式で提出してください。
2	実施要項 P 4 7. (4) 業務実施体制	様式第 3 号の「これまでに担当した主な業務」欄に記載する業務は、4. (7) に合致する業務との理解でよろしいでしょうか。また件数に上限はございますか。さらにこれを証明する書類としてテクリスの写し等の提出は必要でしょうか。	実施要項 4 (7) の参加資格要件は事業者における受注実績となるため、様式第 4 号にて確認を行います。ご質問のとおり様式第 3 号と合致させても支障はありません。また、件数に上限はありません。証明する書類については、様式第 3 号及び様式第 4 号を差し替え、そこに提出方法を明記しましたのでご確認ください。
3	実施要項 P 4 7. (5) 業務実績書	様式第 4 号の「受注実績数」で計上した全ての業務について、これを証明する書類としてテクリスの写し等の提出は必要でしょうか。	様式第 4 号を差し替えていますのでご確認ください。「受注実績数」の内、「主な受注実績」として記載したものについてのみ、実績を証明する書類（テクリスや契約書の写し等、業務内容が分かるもの）を提出してください。
4	実施要項 P 4 7. (5) 業務実績書	様式第 4 号の「主な受注実績」は、基本構想と建設候補地に関する業務ともに 5 件までの記載が求められており、5 件とも同種業務と認められれば、評価点 10 点（満点）が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。また、これを証明する書類としてテクリスの写し等の提出は必要でしょうか。	審査項目、配点については要項に記載のとおりであり、提出書類を総合的に審査し、評価を行います。証明する書類については、様式第 4 号を差し替え、そこに提出方法を明記しましたのでご確認ください。「主な受注実績」に記載の業務は、実績を証明する書類（テクリスや契約書の写し等、業務内容が分かるもの）の提出が必要です。
5	実施要項 P 7 審査項目、配点	配置予定担当者（管理技術者及び担当技術者）の審査にはそれぞれ 5 点が配点されていますが、これは様式第 3 号の「これまでに担当した主な業務」により審査いただくとの理解でよろしいでしょうか。	審査項目、配点については要項に記載のとおりであり、提出書類を総合的に審査し、評価を行います。
6	特記仕様書第 5 条第 2 項	配置する技術者の資格要件について記されていますが、これをどの書類に記載すればよろしいでしょうか。また、資格登録書の写しの提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	様式第 3 号を差し替え、そこに提出方法を明記しましたのでご確認ください。資格を証明する書類の提出が必要です。
7	特記仕様書第 7 条(1)	「現場責任者」とありますが、これは第 5 条第 2 項の管理技術者と読み替えてよろしいでしょうか。	第 5 条第 2 項の担当技術者と読み替えてください。
8	様式第 3 号注釈	注釈の 3 点目の「責任者」とありますが、これは管理技術者との理解でよろしいでしょうか。	様式第 3 号を差し替えていますのでご確認ください。
9	特記仕様書第 2 1 条(5)	検討委員会の運営支援とありますが、第 2 5 条と第 2 6 条の間にその仕様がありません。回数や受託者へ要求される内容をお示しください。	特記仕様書第 1 2 条に記載のとおりです。なお、第 1 2 条第 1 項第 2 号の有識者は 1 名を想定しております。
10	特記仕様書第 3 5 条	一般廃棄物処理基本計画の修正とは、基本構想作成業務において調査・検討した結果をもとに、現行の東松山ごみ処理基本計画（2021. 4）の見直し版を作成する要求でしょうか。	基本構想作成作業において整理した人口やごみ量等の数値データについて、基本計画の一部時点修正（差し込み）を作成することを見込んでおり、見直し版の作成ではありません。
11	実施要項 P 2 4. 参加資格要件(7)	過去 5 年間の「一般廃棄物処理施設基本構想」に関しまして、基本方針等類似業務を実績とすることは可能でしょうか。	業務名称に係わらず、同種・類似の業務は受注実績と見なします。
12	実施要項 P 4 7. (2) 提案書(オ)	「施設整備基本構想に定める事業の詳細範囲」は、特記仕様の作業範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	特記仕様書第 5 条第 2 項	「技術士（衛生工学部門（廃棄物処理）、衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格」との記載です。「廃棄物管理計画」、「廃棄物管理」も該当との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施要項 P 4 7. (5) 業務実績書	「建設候補地に関する業務のうち、候補地選定に係わらない業務」とは、具体的にどのような業務を指すのかご教示ください。	測量や環境影響評価に係る現地調査などの現地作業のみの業務を指しております。
15	特記仕様書第 1 2 条	検討委員会の有識者は何名程度の予定でしょうか。	検討委員会を構成する委員のうち、有識者は 5 名の予定です。なお、第 1 2 条第 1 項第 2 号の有識者は 1 名を想定しております。
16	特記仕様書第 2 0 条	建設費用検討に係る人工数を見積もるため、建設候補地 5 箇所（敷地範囲含む）の情報を提供いただけないでしょうか。また、候補地選定の検討資料等があればあわせて提供いただけないでしょうか。	現段階においては提供できません。
17	特記仕様書第 3 5 条	現行の一般廃棄物処理基本計画における修正資料の作成とありますが、大まかな修正内容をご教示いただけないでしょうか。	質問 1 0 の回答をご参照ください。
18	実施要項 P 3 6. (4) 提出部数	提出にあたっての（ア）正本並びに（イ）副本の束ね方等に関するご指定はありますか（例：それぞれ束ねてダブルクリップ留め（提案書等、複数枚で構成される書類は個別にホチキス留め））。	特段の指定はありません。
19	実施要項 P 3 6. (4) 提出部数	副本の部数は 1 0 部でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施要項 P 4 7. (6) 見積書	基本構想、建設候補地検討支援、地域計画ごとの内訳は作成する予定ですが、それぞれの年度別内訳は必要でしょうか。	年度別内訳は不要です。

番号	質問項目	質問内容	回答
21	様式第4号	施設整備基本構想の受注実績に関し、計上できる業務は、業務名称に係わらず「施設整備基本構想」を成果品として収める業務の受注実績と理解してよろしいでしょうか。また「施設整備基本計画」や「施設整備基本設計」を策定する業務は計上対象外と理解してよろしいでしょうか。	業務名称に係わらず、同種・類似の業務は受注実績と見なします。また、施設整備基本計画、施設整備基本設計についても受注実績と見なします。
22	様式第4号	実績の証明書類として、テクリスの「登録内容確認書」の写しを提出することでよろしいでしょうか。 また、テクリス登録がない場合は「契約書」「仕様書等（業務内容が分かるもの）」の提出でよろしいでしょうか。	質問3及び4の回答をご参照ください。
23	特記仕様書第5条	技術士（衛生工学部門（廃棄物処理）、衛生工学部門（廃棄物・資源循環））とありますが、専門科目名の部分については技術士制度における変更前の名称（「廃棄物管理」「廃棄物管理計画」等）についてもお認めいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	特記仕様書第35条	現行の一般廃棄物処理基本計画とは、東松山市ごみ処理基本計画（2021年4月）との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式第4号	過去5年間における施設整備基本構想受注実績（全国）とありますが、施設整備基本計画の受注実績も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式第4号	過去5年間における建設候補地に関する業務の受注実績（全国）とありますが、し尿処理施設（汚泥再生処理センター含む）以外のごみ処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等）が対象との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	様式第4号	受注実績数の記入に当たっては、受注したことを証明する根拠資料（テクリス等）の提出も必要という認識でよろしいでしょうか。	質問3及び4の回答をご参照ください。
28	実施要項P3 6. (3)提出書類	提案書表紙（任意様式）とありますが、様式第2号を表紙にするという認識でよろしいでしょうか。	質問1の回答をご参照ください。
29	実施要項P3 7. 提出書類作成	提出書類（任意様式）の正本及び副本に、提案者が特定できる会社名等の記載はよろしいでしょうか	特段の指定はありません。
30	実施要項P3 7. 提出書類作成	提出書類（任意様式）使用するフォントのサイズは指定がありませんでしょうか。なお、図表、絵等で使用するフォントのサイズについては任意としてよろしいでしょうか。	フォントサイズの指定はありません。図表、絵等においても同様です。
31	様式第3号	様式第3号の実施スタッフの人数について、記載人数は6名が上限でよろしいでしょうか。また、実施体制図も同様に、上限は6名まで等の指定がありますでしょうか。	様式は6名までの記載ができるものとなっておりますが、これは作業員数の上限を定めたものではありません。6名を超える場合は、別紙に記載して提出してください。
32	実施要項P5 9. (4)プレゼンテーション等の時間	「資料の追加配布は、先に提出した提案資料の記載内容を逸脱しない範囲に限り可とする」とありますが、プロジェクター等を用いて説明を行う場合、提案書の内容を逸脱しない範囲でパワーポイント等のスライド資料を作成し、プレゼンを行うことはよろしいでしょうか。	支障ありません。